平成２４年（フ）第４５号
富山県高岡市姫野字反官免518番地１
破産者　株式会社キハナ
１　決定年月日　平成25年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第７５号
静岡県富士市南松野11番地
破産者　松野砂利販売有限会社
１　決定年月日　平成25年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第１９０号
三重県四日市市河原田町290番地の２
破産者　有限会社アクセサリー笹屋
１　決定年月日　平成25年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第１９１号
三重県四日市市河原田町290番地２
破産者　岡島　　剛
１　決定年月日　平成25年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第７２２４号
大阪市大正区南恩加島５丁目５番４号
破産者　恩加島タクシー株式会社
１　決定年月日　平成25年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１６７２号
大阪市北区西天満４丁目３番１号、前住所大阪府東大阪市川田４丁目４番41号
破産者　エムティケイ株式会社（旧商号三津江金型株式会社）
１　決定年月日　平成25年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６４９１号
大阪府池田市石橋１丁目15―１号、商業登記簿上の本店所在地大阪市東成区中道３丁目17番９号
破産者　株式会社さくら
１　決定年月日　平成25年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６５７９号
大阪市港区市岡２丁目８番７号
破産者　株式会社双和
１　決定年月日　平成25年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６６５６号
大阪府大東市新田東本町１番９号
破産者　有限会社一成建舗
１　決定年月日　平成25年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４３２号
兵庫県宝塚市武庫山２丁目19―１―205、前住所兵庫県西宮市上ケ原十番町２番30―108号、住民票の住所兵庫県三田市武庫が丘２丁目11番地15
破産者　鍛治　剛太
１　決定年月日　平成25年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第２６４号
兵庫県西宮市室川町１番28
破産者　有限会社ネクストレベル
１　決定年月日　平成25年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第３６８号
兵庫県宝塚市境野字墓の尾９番地の１
破産者　第一産商株式会社
１　決定年月日　平成25年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第２１９号
神戸市東灘区住吉宮町７丁目２番６―202号
破産者　有限会社アール・エイ・ピーインターナショナル
１　決定年月日　平成25年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１０５４号
兵庫県尼崎市杭瀬南新町４丁目３番17号
破産者　株式会社白清社
１　決定年月日　平成25年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第４４８号
兵庫県尼崎市水堂町３丁目１番21号中塚ビル３階
破産者　日本ガード株式会社
１　決定年月日　平成25年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第５４号
熊本県天草市牛深町2064番地11
破産者　矢田　文司
１　決定年月日　平成25年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所天草支部

平成２４年（フ）第５７号
熊本県天草市久玉町1518番地５
破産者　平野　和子（旧姓加世田）
１　決定年月日　平成25年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所天草支部

平成２４年（フ）第５８号
北海道美唄市東５条北５丁目１番12号
破産者　空知中央地方卸売市場株式会社
１　決定年月日　平成25年３月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第６２号
北海道室蘭市輪西町１丁目６番４号
破産者　有限会社小林大輔商店
１　決定年月日　平成25年３月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第１１５２号
東京都府中市新町２丁目37番地の８第２ゆたか荘201
破産者　高橋　哲也
１　決定年月日　平成25年３月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１３３４号
東京都小平市小川町１丁目502番地46
破産者　株式会社リトルウイングス
１　決定年月日　平成25年３月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２６６号
愛知県一宮市佐千原南切野４番地１号
破産者　有限会社ダイゾー
１　決定年月日　平成25年３月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部